

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	庄司地区 (庄司)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、以前は葉たばこや水稲、養蚕を主に農業経営を行っていた地域である。当時は専業農家、兼業農家が混在しており、現在では農業者の平均年齢は78歳を超え高齢化が進んだ。一方では後継者が会社を退職しても農業をしない、あるいは地域に戻らないケースが多く、耕作放棄の田畑となっている状況にある。また、一部であるが基盤整備を行った水田(沖田地域)では、地域外の農業者が個人との相対契約により耕作している状況にある。庄司地区の特情として三春と船引(田村市)にまたがり農地を所有しているが、耕作放棄地が目立っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状では、地域内の担い手がいない状況であるため、現在個人で水稲を行っている箇所も10年後には耕作放棄となる懸念がある。また、現状耕作していない耕作放棄の田畑については、草刈り等を行っているが進展がないため、現状維持で考えている。なお、一部基盤整備を行った水田(沖田地域)については、今後も地区外の農業者等との相対契約を継続することで進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作放棄の田畑が多く、また個人耕作も数年後には担い手がない状況となるため、集団化は難しい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今まで、農地中間管理方式の導入など、当地域での議論が無く検討されていない。 また、現段階では望んでもいない。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地域の一部が基盤整備(沖田・庄司地域)されているが、それ以外は実施されていない。 現時点では担い手がない状況であることから整備を行う話は無い。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の後継者の殆どは高齢者または地区外に住んでおり、農業をやらないことが想定されるため現状維持で考えている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では、一部基盤整備をした水田(沖田地域)については地区外の農業者が耕作しているが、今後検討して行く。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--